

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 1 月 7 日（火）第2971号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (漁港漁場課取扱い) 1
- 都市計画道路の変更案の縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 平成25年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 3
- 高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定 (消防保安課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4
- 道路の位置指定 (大島支庁取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（3件） (商工政策課取扱い) 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 7
- 一般競争入札公告 (管財課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
まいづる薬局	霧島市国分福島三丁目51番5号	平成26年1月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第2号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成26年1月7日から同月27日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県鹿兒島地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

2 埋立区域

(1) 位置

いちき串木野市大里字戸崎落シ平3005番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と⑤の地点を結ぶ平成25年の秋分の日満潮位 (D. L. + 2.97メートル) における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑱の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 戸崎漁港原点 (金属びょう) (北緯31度39分44.92秒, 東経130度18分8.77秒)
(以下「基点」という。) から128度01分32秒87.37メートルの地点

②の地点 ①の地点から138度42分29秒4.01メートルの地点

③の地点 ②の地点から49度45分01秒29.40メートルの地点

④の地点 ③の地点から25度49分45秒57.30メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から87度16分22秒4.17メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から177度16分20秒81.33メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から223度24分24秒67.68メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から223度24分23秒12.41メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から313度38分59秒6.58メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から310度32分21秒0.54メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から313度54分54秒7.15メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から314度10分34秒5.98メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から312度32分41秒3.91メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から298度31分58秒11.53メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から298度29分09秒11.19メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から28度30分16秒0.85メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から28度21分13秒5.65メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から28度15分21秒7.39メートルの地点

(3) 面積

5,170.7平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

いちき串木野市大里字戸崎落シ平3004番17, 3005番, 3006番1, 昭和56年12月7日付け指令漁港第510号でしゅん功認可された埋立地及び平成元年8月2日付け指令漁港第221号でしゅん功認可された埋立地の地内並びにこれらの土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から17度46分44秒55.40メートルの地点

②の地点 ①の地点から82度39分51秒33.69メートルの地点

③の地点 ②の地点から107度18分13秒96.48メートルの地点

④の地点 ③の地点から203度53分48秒17.58メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から115度57分30秒37.74メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から94度17分47秒34.95メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から177度16分19秒90.77メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から223度24分21秒179.74メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から302度05分25秒191.33メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から32度05分25秒146.79メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から322度40分32秒35.94メートルの地点

(3) 面積

50,412.6平方メートル

- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 出願年月日
平成25年11月26日

鹿児島県告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 伊集院都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・4号郡中央通り線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
日置市大字伊集院町郡字片平下，字池水流，字宮脇，字東，字草水及び字井手原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課並びに日置市建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成26年 1 月 7 日から同月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第4号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により、平成25年度第3次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間
平成26年 1 月 7 日から同年 2 月 4 日まで
- 3 試験期日
平成26年 2 月 8 日
- 4 応募年齢
採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称
 - (1) 位置
霧島市国分福島二丁目 4 番14号
 - (2) 名称
陸上自衛隊国分駐屯地
- 6 応募手続
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
なお、志願票は、各市町村において交付する。

鹿児島県告示第5号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の指定保安検査機関として次

のとおり指定した。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定年月日
平成25年10月 9 日
- 2 指定保安検査機関の名称及び所在地
九州高压株式会社
鹿児島市光山一丁目17番40- 3 号
- 3 保安検査を行う事業所の名称及び所在地
九州高压株式会社川辺工場
南九州市川辺町清水9860番地
- 4 指定の地域
鹿児島県全域
- 5 指定の区分
高压ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成 9 年通商産業省令第23号）第 24条第 1 項第 2 号の指定
- 6 指定の有効期間
平成25年10月20日から平成30年10月19日まで

北薩地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 1 月 7 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションコミュニティケアいずみ	出水市上鯖渚 1475番地 3	コミュニティケア株式会社	出水市上鯖渚 1008番地13	中村 信洋	平成26年 1 月 1 日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護

大島支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年 1 月 7 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護事業所 いすわん	大島郡瀬戸内町 阿木名203- 5	株式会社せとうち	大島郡瀬戸内町 阿木名169番地 6 号	里山 正樹	平成26年 1 月 14 日	居宅介護 ・重度訪問介護

大島支庁告示第 2 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 1 月 7 日

大島支庁長 伊喜功

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 12月11日	奄美市名瀬金久町 11番2号 有限会社あっとホーム 代表取締役 伊藤末隆	奄美市名瀬大熊町32 番11及び32番15	5.00メートル	32.12メートル

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年1月7日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年1月7日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープかごしまかのや店、ザ・100円 P L A Z A 鹿屋店
鹿屋市札元二丁目3788番地5 外10号
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
 - (ア) 生活協同組合コープかごしま 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後11時
 - (イ) 株式会社コープサービス 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後7時
 - イ 変更後
 - (ア) 生活協同組合コープかごしま 開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後10時45分
 - (イ) 株式会社コープサービス 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前9時30分から午後11時まで
 - イ 変更後 午前7時30分から午後11時まで
- 3 変更年月日
平成25年12月13日
- 4 届出年月日
平成25年12月12日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年1月7

日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年1月7日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープかごしま指宿店
指宿市十二町字道ノ下44番地1 外7筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 午前10時
 - イ 変更後 午前8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前9時30分から午後11時30分まで
 - イ 変更後 午前7時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日
平成25年12月13日
- 4 届出年月日
平成25年12月12日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年1月7日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所(団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年1月7日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マイコープタウン始良
始良市西餅田3328番地1 外31筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 変更前 生活協同組合コープかごしま 理事長 原田省二
鹿児島市広木一丁目1番1号 外5社
 - イ 変更後 生活協同組合コープかごしま 理事長 原田省二
鹿児島市広木一丁目1番1号 外5社
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 生活協同組合コープかごしま 午前10時
 - イ 変更後 生活協同組合コープかごしま 午前8時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時50分から午後11時30分まで
 - イ 変更後 午前7時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成25年12月12日
(2) 2の(2)及び(3) 平成25年12月13日
4 届出年月日
平成25年12月12日

.....
競争入札の参加者の資格に関する公告

平成26年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類
鹿児島県庁舎で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
資格審査要綱第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者以外の者で入札に参加しようとするものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
平成26年1月7日から同年2月7日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者
イ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から平成26年 9 月30日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 1 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称
鹿児島県庁舎で使用する電気
- (2) 購入をする物品等の数量
年間予想使用電力量 13,400,000キロワットアワー
- (3) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (4) 需要場所
入札説明書による。
- (5) 供給期間
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者又は同項第 8 号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに 1 月ごとの 1 キロワット当たりの基本料金及び 1 月ごとの使用電力量 1 キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下 4 位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

平成26年2月18日正午(郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年2月19日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)会議室1-A-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成26年1月17日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎1階)会議室1-A-2

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3800
ファックス番号 099-286-5641
- 12 その他
(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。
- 13 SUMMARY
(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building
- (2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2014 through 31 March 2015
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
12:00 a.m. 18 February 2014
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3800
FAX 099-286-5641